

東京都発注工事等における社会保険等加入促進について

建設業者等の社会保険等加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、加入促進用チラシを配布するなど加入促進に取り組んできたところです。

この度、発注者として、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者等を確実に契約の相手方とすること等を通じて、適正な労働環境の整備に資するとともに公平で健全な競争環境を構築する観点から、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 工事業種（経審を必要とする業種）について

平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査申請受付から、社会保険及び雇用保険に加入していることを申請の条件とします。

- 法令により適用除外（加入義務がない）とされる場合は、申請できることとします。
- 社会保険及び雇用保険の加入状況については、直近の経営事項審査の結果で確認します。ただし、直近の経営事項審査の審査基準日以降に参加した場合は、加入を証する書類により確認します。

2 地質調査、測量、設計委託等（経審を必要としない業種）について

平成29年4月から財務局経理部契約第一課発注の案件において、社会保険及び雇用保険に加入している希望申請者については、希望申請時に加入を証する書類の提出を求め、加入状況を確認します。

- 希望申請者が社会保険又は雇用保険に未加入である場合は、個別に未加入の理由をお伺いすることがあります。

【問合せ先】 1について 財務局経理部契約第一課 資格審査係 直通(03)5388-2622  
2について 財務局経理部契約第一課 建築係 直通(03)5388-2623  
土木係 直通(03)5388-2624